

用語の意味

この年鑑に用いている用語の意味は、次のとおりです。

- | | |
|---------|--|
| ◎ 交通事故 | 道路（道路交通法第2条第1項第1号）上において、車両、路面電車、列車の交通によって起こされた、人の死亡又は負傷を伴った事故（人身事故）及び物の損傷を伴った事故（物件事故）をいう。
ただし、自殺（傷）や犯罪によるものは除く。 |
| ◎ 件数 | 人身事故の発生件数 |
| ◎ 死者 | 交通事故発生後24時間以内に死亡した人 |
| ◎ 30日死者 | 交通事故発生後24時間を経過し、30日以内に死亡した人 |
| ◎ 重傷者 | 交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する人 |
| ◎ 軽傷者 | 交通事故によって負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する人 |
| ◎ 第1当事者 | 交通事故に関与した人のうち、事故発生について責任が最も重い人
ただし、責任が同程度の場合は、被害が軽い人 |
| ◎ 第2当事者 | 交通事故に関与した人のうち、事故発生について責任が無い人か、責任が軽い人 |
| ◎ 昼夜 | 「昼」は日の出から日の入りまで、「夜」は日の入りから日の出までの時間帯 |
| ◎ 子供 | 15歳以下で、かつ、中学生以下の人 |
| ◎ 若者 | 16歳以上24歳以下の人
ただし、中学校を卒業した15歳の人を含む。 |
| ◎ 高齢者 | 65歳以上の人 |
| ◎ 原付自転車 | 総排気量が50cc以下の原動機付自転車 |
| ◎ 自動二輪車 | 総排気量が50ccを超える二輪の原付自転車・自動車 |
| ◎ 二輪車 | 原付自転車と自動二輪車の総称 |
| ◎ 原付二種 | 自動二輪車のうち総排気量が50ccを超え、125cc以下のもの。 |
| ◎ 軽二輪 | 自動二輪車のうち総排気量が125ccを超え、250cc以下のもの。 |
| ◎ 小型二輪 | 自動二輪車のうち総排気量が250ccを超えるもの。 |

注：使用数値で少数点以下のものは、表示数値の次位で四捨五入しています。また、構成率についても同様のため、合計値が100にならない場合があります。